文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

# 外部サービス使用基準

頁		1/5			
承	認	承	認	作	成
\FB	18/				

## 目次

1. 本書の目的	. 7
1-1. 目的	
1-2. 対象者	
2. 定義	
3. 使用範囲	. 4
3-1. 使用対象者	
3-2. 対象機器	
4. 外部サービス(全般)	
4-1. 業務使用	
4-2. 私的利用	
5. SNS	
5-1. 業務で SNS を使用する場合	
5-2. 私的に SNS を使用する場合	
6. 例外事項	
7. 罰則事項	4
改訂履歴表	5

### 1. 本書の目的

#### 1-1.目的

文書番号

本文書は、社外のサービスの使用や遵守事項に関する基準文書である。SNS やインターネット掲示板は、個人とのコミュニケーションがとれると共に、企業にとっては消費者の生の声をリアルタイム反映して事業に活かすことができるなどのメリットがある。一方、不正確な、もしくは不適切な発言によって、重要情報の漏えいやプライバシー侵害を起こしたり、発言者本人への批判に留まらず、発言者の所属企業の社会的信用問題にまで発展しているケースがある。業務使用に加え、私的利用も含めた使用基準を明確にすることで、外部サービス使用にともなう情報の漏えい、改ざん、破壊等を防止することを目的とする。

### 1-2. 対象者

当社の従業員等で業務に社有の情報機器を用いて外部サービスを使用するすべての者。 なお、当社貸与の ID や情報機器を使用する者は、外部サービスの利用履歴が記録されていることに留意すること。

### 2. 定義

- (1) 「情報機器」とは、PC、モバイルデバイス、電子媒体の総称とする。
- (2) 「PC」とは、社内に設置された社内 LAN パソコン (仮想 PC も含む)、モバイル PC の総称と する。
- (3) 「モバイルデバイス」とは、以下「モバイル PC」と「スマートデバイス」の総称とする。
- (4) 「モバイル PC」とは、社外に持ち出し可能なパソコンをいう。
- (5) 「スマートデバイス」とは、スマートフォンやタブレット等、パソコンと異なり、キーボードを使わず指やタッチペンでタッチスクリーンを操作する端末をいう。
- (6)「電子媒体」とは、USBメモリ等可搬型の大容量記録媒体をいう。
- (7) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (8) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、 アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。
- (9) 「ITS」とは、アイティエス システム部門をいう。

文書番号 外部サービス使用基準 頁	3/5
-------------------	-----

### 3. 使用範囲

#### 3-1. 使用対象者

外部サービスの使用対象者は、以下の条件を満たすことを必須とする。

(1) ITS へ使用する外部サービスの ID を連絡している者。

#### 3-2. 対象機器

業務で外部サービスを使用できる情報機器は以下とし、私有の情報機器を業務に使用しない こと。

- (1) ITS が設置した社内 LAN パソコン (仮想 PC を含む)。
- (2) ITS が使用を許可したモバイルデバイス。

### 4. 外部サービス(全般)

外部サービスによっては、意図せず外部に情報が公開されたり、トラブルに巻き込まれたり する可能性があるため、以下を遵守すること。

### 4-1. 業務使用

- (1) 「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されている外部サービス以外は 使用しないこと。
- (2) 業務で使用する情報は、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されている外部サービス以外に保存しないこと。
- (3) 許可された外部サービスを使用する際は、使用する ID を ITS へ連絡すること。
- (4) ITS が許可していない外部サービスはいかなる場合も業務で使用してはならない。
- (5) 「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているサービス以外で、業務上必要な外部サービスがある場合は、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」 に追加する必要があるため、個別に ITS に確認すること。

#### 4-2. 私的利用

- (1) 許可された外部サービスであっても、私有の ID を使用してはならない。
- (2) ITS が提供する情報機器を使用して、業務と無関係な外部サービスを使用してはならない。
- (3) 業務で使用が許可された外部サービスの ID を私有の情報機器で使用してはならない。
- (4) 使用が許可されていない SNS サービスを利用して、業務連絡を行ってはならない。
- (5) ITS が提供する情報機器を使用して、投稿が許可されていない SNS や掲示板に投稿してはならない。
- (6) 当社で与えられた外部サービスの ID を私有の情報機器で使用してはならない。

文書番号	外部サービス使用基準	頁	4/5
------	------------	---	-----

### 5. SNS

#### 5-1. 業務で SNS を使用する場合

- (1) 使用を許可された SNS サービスを業務で使用する際は、使用する ID を ITS へ連絡すること。
- (2) 重要情報を発信しないこと。
- (3) 不正確な情報を投稿しないこと。
- (4) 会社の ID で安易なユーザフォローをしないこと。
- (5) 私有の情報機器を使用しないこと。
- (6) 他利用者からのクレーム、中傷、炎上等がある場合は、ITS に速やかに報告すること。

### 5-2. 私的に SNS を使用する場合

私有の情報機器および ID で SNS を使用する場合、以下に留意すること。

- (1) 業務に関する情報を発信しないこと。
- (2) 当社所属であると認知されている場合、その発言が会社を代表する意見と受け取られる可能性があるため、以下を推奨する。
  - ・ 極力、当社所属であることを明かさない。
  - ・ 設定上、可能なら会社情報を登録しない、あるいは非公開の設定とするなどして、当 社所属であることを開示しない。
- (3) 当社所属であることを開示する場合、あるいはすでに周知されている場合、自らの発言により起こり得る問題の責任を負う可能性があることを意識して使用すること。

### 6. 例外事項

業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、ITS に報告し、例外の適用承認を受けること。

### 7. 罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号 外部サービス使用基準	頁	5/5
-----------------	---	-----

## 改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実施日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		